

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・一般財形貯金
2. ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
3. 期間 (預入期間)	・3年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・賃金(月例給与・賞与)から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 この貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）          京都弁護士会（電話：075-231-2378）          愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「退職等に関する通知書」（退職した日から6ヵ月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</li> </ul>

・ご不明な点は、ご利用のJA窓口までお気軽にお問い合わせください。